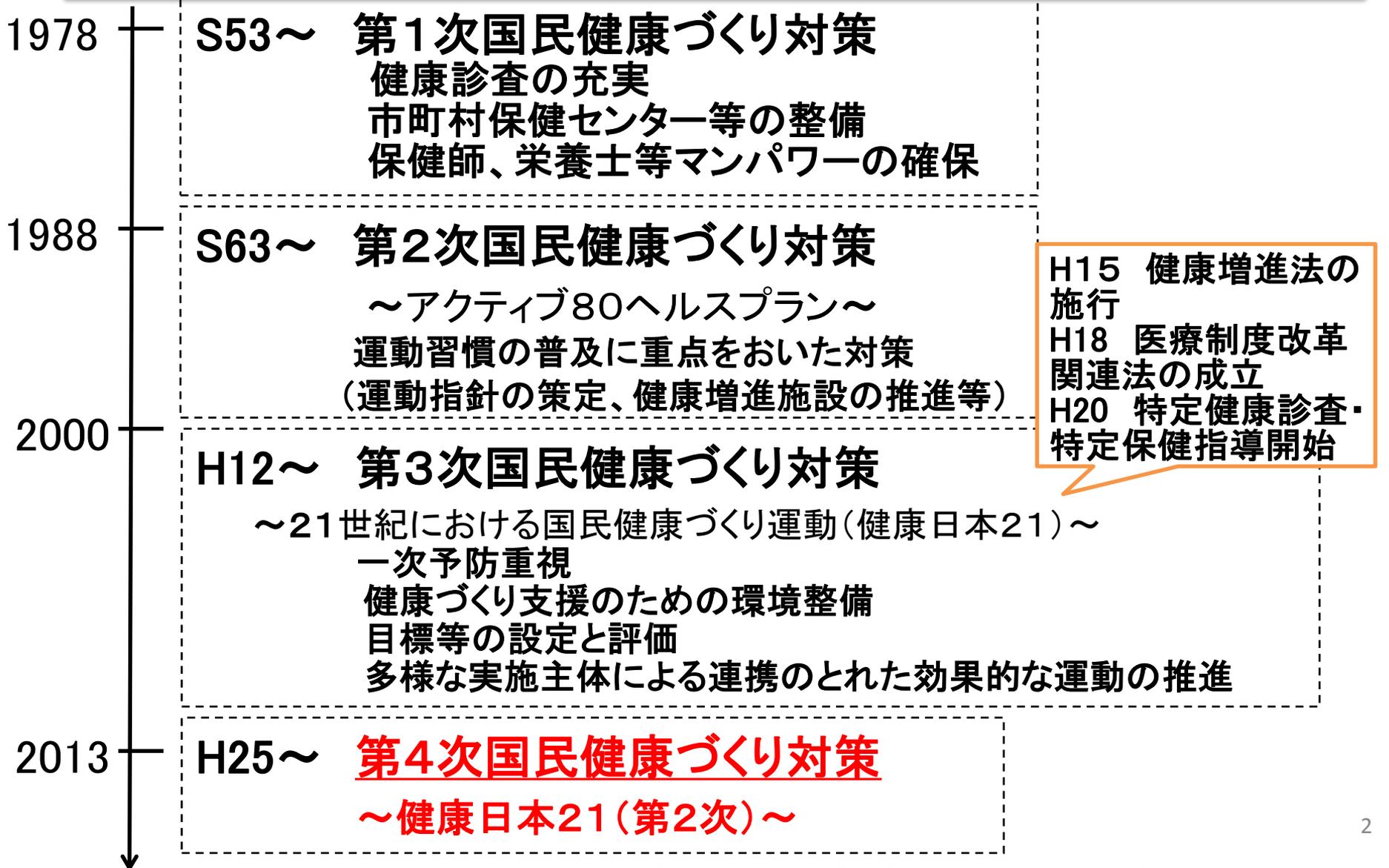


健康づくりに関する 国・府・市の計画等について

健康づくり対策の流れ



健康増進法(抜粋)(平成15年5月1日施行)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

健康の増進に関する基本的な方向

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）

がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。国際的にもNCD対策は重要。

③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

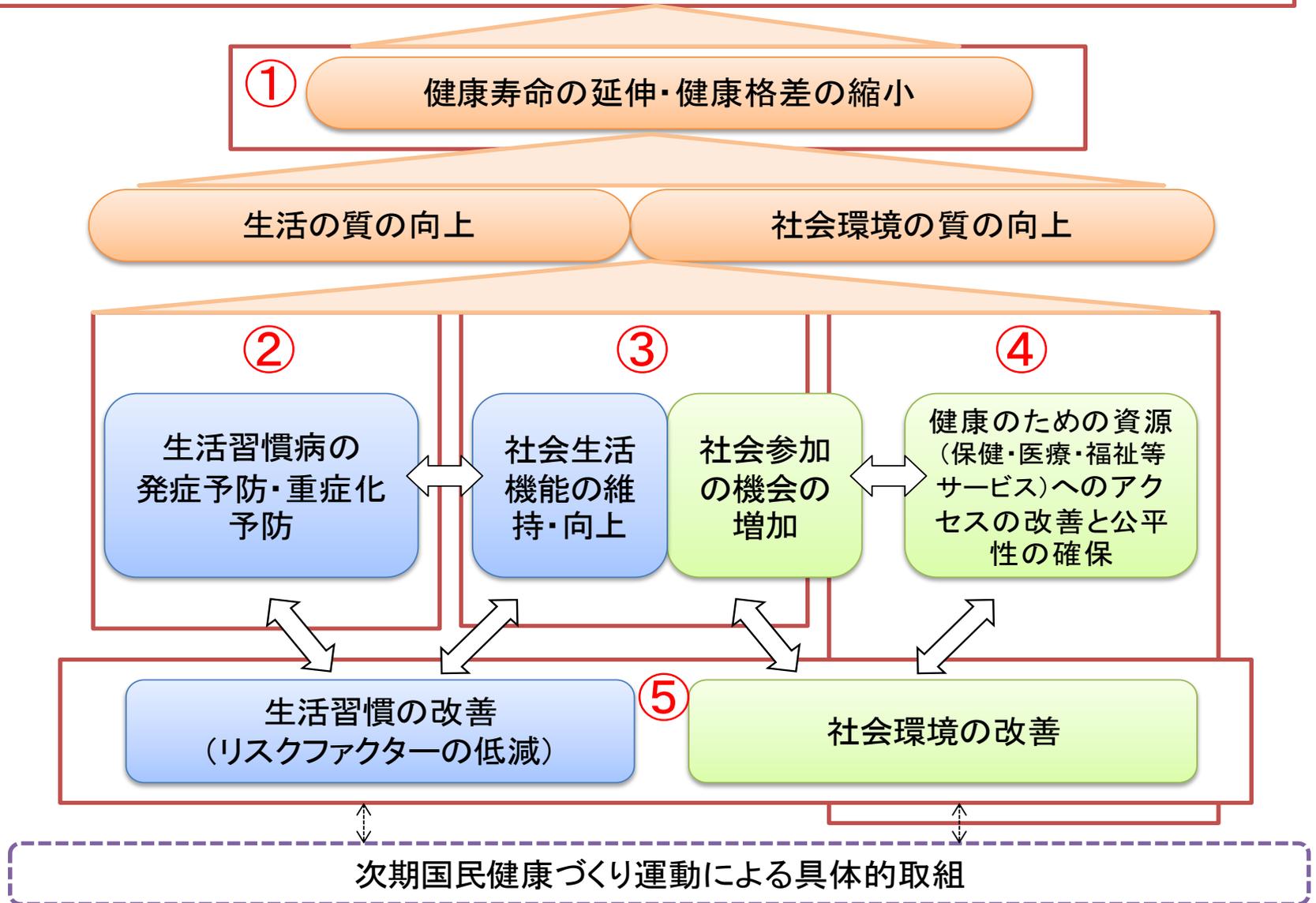
時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。

⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

生活習慣病の予防、社会生活機能の維持及び向上、生活の質の向上の観点から、各生活習慣の改善を図るとともに、社会環境を改善。

健康日本21(第2次)の概念図

全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現



大阪府健康増進計画①

■基本理念

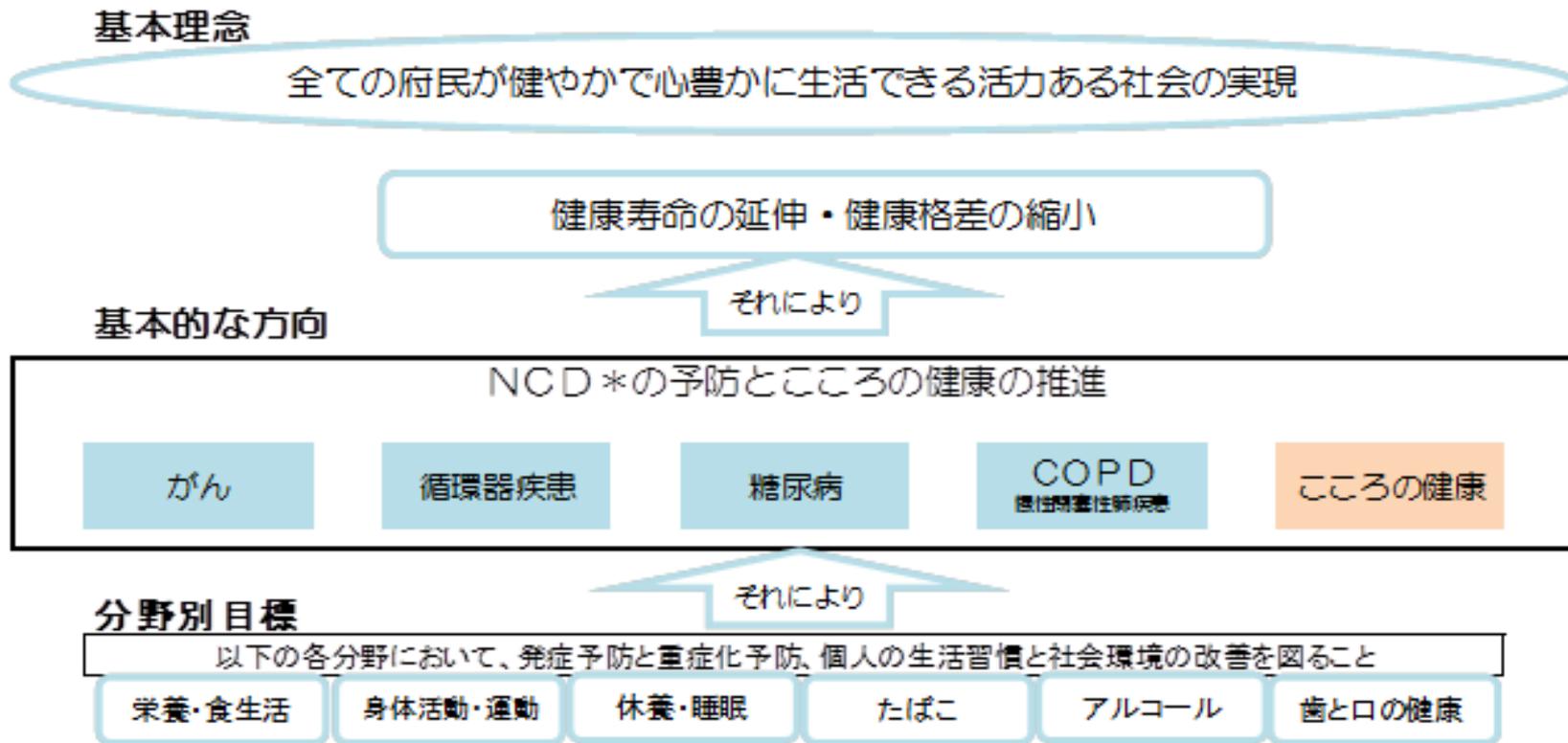
全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

■基本的な方向

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②NCD(非感染性疾患)の予防と心の健康
- ③生活習慣と社会環境の改善

大阪府健康増進計画②

■府の基本的な方向性に沿った取組の流れ



また、これらの取組を効果的に進めるため「NCD対策として取り組む」、「発症予防とともに重症化予防に取り組む」、「個人の生活習慣と社会環境の改善に取り組む」、さらに「NCD対策として、影響が大きいたばこ対策と高血圧対策に特に重点をおきつつ、他の取組とともに総合的に推進する」とします。

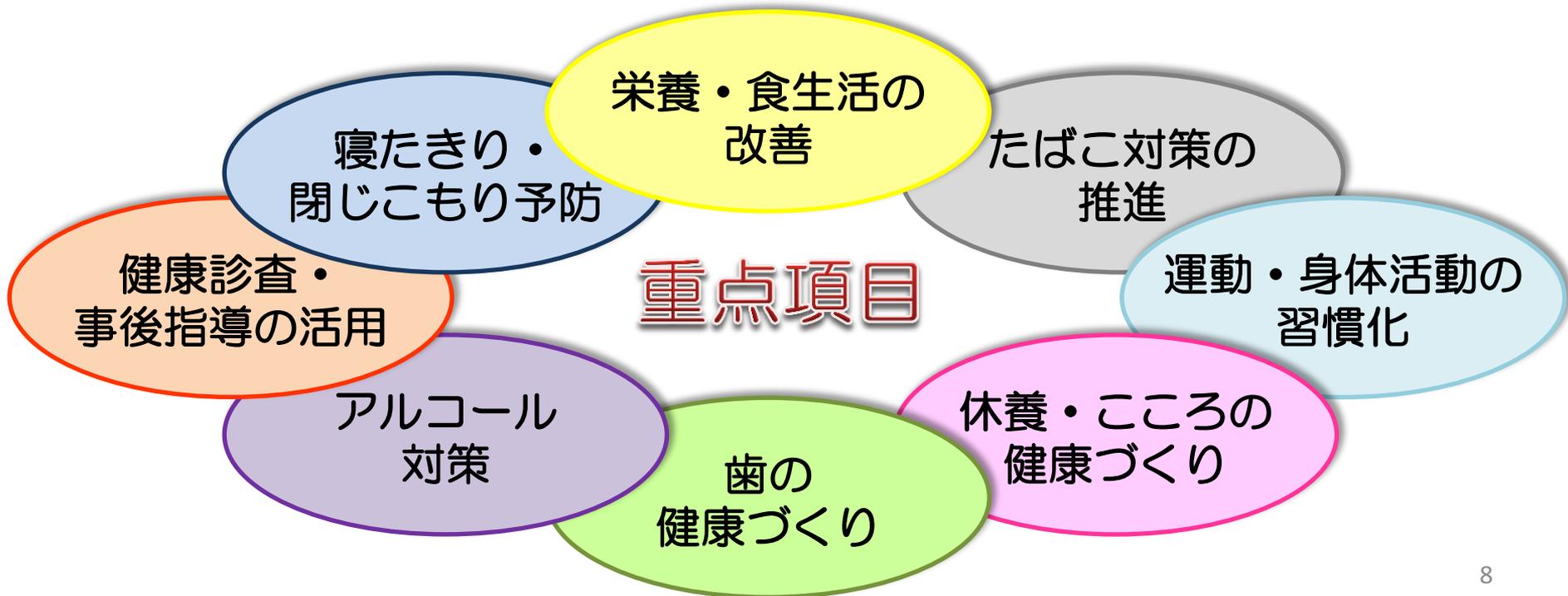
健康すいた21①

健康すいた21とは

市民の積極的な健康づくりを目指して、平成18年3月に策定した計画。計画期間は平成18年度から27年度で、平成22年度に中間見直しを行った。

基本方針

1.一次予防の重視 2.一人ひとりによる健康づくり 3.健康づくりへの支援



健康すいた21②

重点項目	目 標	条 件
1 栄養・食生活の改善	いつまでもおいしく楽しく食事ができる	1 食事を楽しむ環境がある 2 栄養と食生活についての正しい知識や情報を持つ
2 たばこ対策の推進	たばこの害を受けない、与えない	公共の場での禁煙が進む
	たばこを吸わない人が増える	1 たばこの害について知っている 2 未成年の喫煙者をなくす 3 たばこを買いにくい環境がある 4 禁煙にチャレンジできる
3 運動・身体活動の習慣化	いつまでも自分にあつた運動や身体活動が楽しめる	1 運動や身体活動が健康の保持・増進に効果があることを知っている 2 子どものころから運動に親しみ習慣化している 3 運動を始めやすい環境、継続しやすい環境がある
4 休養・こころの健康づくり	ストレスと上手につきあう	1 ストレス解消法を知っている 2 自分の状態を自覚している 3 睡眠による休養を十分にとれる 4 自殺予防対策が進む
5 歯の健康づくり	いつまでも自分の歯で噛むことができる	歯の大切さとその管理方法を知っている
6 アルコール対策	アルコールと上手につきあう	1 過度の飲酒が健康に及ぼす問題を知っている 2 アルコールについて正しい知識を持っている
7 健康診査・事後指導の活用	自分の身体に関心を持ち、健康的な生活を送ることができる	1 健康に関する正しい情報を得ることができる 2 健康診査の必要性を理解して毎年受診することができる 3 健康診査の結果をいかし、行動できる
8 寝たきり・閉じこもり予防	寝たきり・閉じこもりにならない	楽しみがあり、人との関わりを持っている

これらを達成できるように各般の施策に取り組み

食育基本法(抜粋)(平成17年7月15日施行)

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

第2次食育推進基本計画(国)①

■基本的な取組方針

- 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食糧自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2次食育推進基本計画(国)②

第2次計画のポイント

■(コンセプト)「周知」から「実践」へ

■重点課題

- (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断のない食育の推進
- (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

内閣府ホームページ「食育推進基本計画 概要」参考

第2次大阪府食育推進計画

【コンセプト】

より一層の実践活動につなげる食育

【合言葉】

「野菜バリバリ、朝食モリモリ」

～野菜あと100g、朝食で野菜を食べよう！～

【取組方針】

- 府民運動としての推進
- ネットワークを活用した推進
- 子どもから若年期に重点をおいた取組
- 生涯を通じた歯と口の健康づくりと連携した推進
- 実践につながる情報発信
- 生活習慣病を予防するための取組

吹田市食育推進計画

【目的】

食に対する意識の向上や食生活の改善により市民の健康の保持・増進を図る。

【基本方針】

食を中心としたところとからだの健康づくり

【基本項目及びライフステージ】

基本項目		健全な食生活	食を通じたコミュニケーション	歯と口の健康	食の大切さの理解	食に対する意識の向上
重点目標	ライフステージ	<ul style="list-style-type: none"> 規則正しく栄養バランスのとれた食生活を心がける。 食生活が身体に与える影響を知る。 健全な食生活の実践に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族や仲間と食卓を囲み、食を通じたコミュニケーションの機会を増やす。 孤食や個食をしないように努力し、こころの健康を育む。 家族揃って食事をすることを心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な歯科健診で歯科疾患を予防、早期発見・治療する。 豊かな食生活を過ごすための口腔管理を身につける。 「8020」達成のためにも、ひとくち30回以上噛む「噛ミング30」を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験などを通して農業に親しむ。 命のありがたさ、食に対する感謝の気持ちを育てる。 消費者と生産者の交流を図る。 地産地消・旬菜旬食を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい知識と、食を選択する力を身につける。 食の安心安全を意識する。 正しい情報の提供や発信、啓発をする。
	妊娠・乳幼児期 (～就学前)	早寝早起きで規則正しい食生活を身につける。	コミュニケーションを大切にし、楽しく食べる。	よく噛むことの大切さを知る。	基本的な食事のマナーを身につける。	食に対する興味を育てる。
	学齢期 (小学生・中学生)	「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する。	家族と食卓を囲んだり、一緒に料理をしたりする機会を作る。	歯磨きを習慣化させる。	農業体験など食に関する様々な経験をする機会を持つ。	給食や教科学習から知識を広め、適切な食生活についての意識を高める。
	青年期 (中学卒業～24歳)	手軽なもので済ませずに、バランスのとれた食事を心がける。	家族や友人と楽しく食べる。	8020 運動を理解するとともに、歯科疾患予防の知識を身につける。	環境と食との関わりについて知り、食の大切さ意識する。	自立（自律）した食生活を確立する。
	成・中年期 (25歳～64歳)	自分にとっての適量を知り、食生活の改善を図る。	家族や友人と楽しく食べる。	歯周病などの歯科疾患の予防のため、口腔ケアに努める。	環境に配慮した食生活を心がける。	食への関心を深め、情報を選択する力をつける。
高年期 (65歳～)	生活習慣病や低栄養を予防する。	会話をしながら楽しく食べる。	お口の健康を維持する。	日本の食生活を次世代に伝える。	自分で食事の支度（確保）ができる。	

他計画等との関連図

＜健康づくり都市宣言＞

吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例

